

## 住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間にご注意ください

昨年の12月22日をもって住民基本台帳カードの電子証明書を更新するサービスを終了し、今年の1月からは電子証明書が標準的に搭載されたマイナンバーカードの交付（初回無料：当面の間）が開始されています。

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間満了後は利用することができませんので、電子証明書を引き続き利用する場合はマイナンバーカードの交付を申請していただく必要があります。

※住民基本台帳カードに記載されている有効期間は、カードの有効期間（発行後10年間）であり、カードに格納した電子証明書の有効期間（発行後3年間）とは異なりますのでご注意ください。

マイナンバーカードの交付は、交付申請から約1か月程度の時間を要しますので、**平成28年分の確定申告などで電子証明書を利用する場合は、早期に申請をお願いします。**

※申請方法は、昨年の11月以降に通知カード・交付申請書とともに各世帯に送付している案内やマイナンバーカード総合サイトに掲載しています。

・マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

### 【通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178

（平日午前9時30分～午後8時、土日祝午前9時30分～午後5時30分、年末年始を除く）

※個人番号カードを紛失した場合の一時停止受付は、24時間365日対応

## 小松島市戸籍住民課に返戻された通知カードの受取方法

個人番号が記載された通知カードを昨年の11月に送付させていただきましたが、次の場合などは、戸籍住民課（市役所1階①番窓口）に返戻されています。

- ・転送の届出をしている。
- ・転送の届出の登録期間が過ぎている。
- ・郵便局での保管期間（7日間）を経過している。



実物は黄緑色

### 受取方法 受取には次の書類が必要です。

#### 【同一世帯の方が受け取る場合】

- ・窓口に来られる方の本人確認書類（A1点またはB2点）

#### 【代理人（同一世帯以外の方）が受け取る場合】

- ・代理人の本人確認書類（A1点またはB2点）
- ・委任状
- ・委任する者の本人確認書類（A1点またはB2点）

#### 【法定代理人が受け取る場合】

- ・法定代理人の本人確認書類（A1点またはB2点）
- ・資格を証する書類（登記簿謄本など）
- ・本人の本人確認書類（A1点またはB2点）

※なお、本人確認書類、資格を証する書類については、コピーし保管させていただきます。また、カード受取の際は受領書にご記入いただきますのでご了承ください。

### 本人確認書類（有効期間内のもの）

A: 顔写真があるもの1点（免許証、旅券、在留カードなど）※老人等無料バス優待券（証）は認められません。

B: 顔写真がないもの2点（健康保険証、年金証書、預金通帳、学生証など）

【お問い合わせ先】市戸籍住民課（市役所1階①番窓口）

☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail: [kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp](mailto:kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp)

